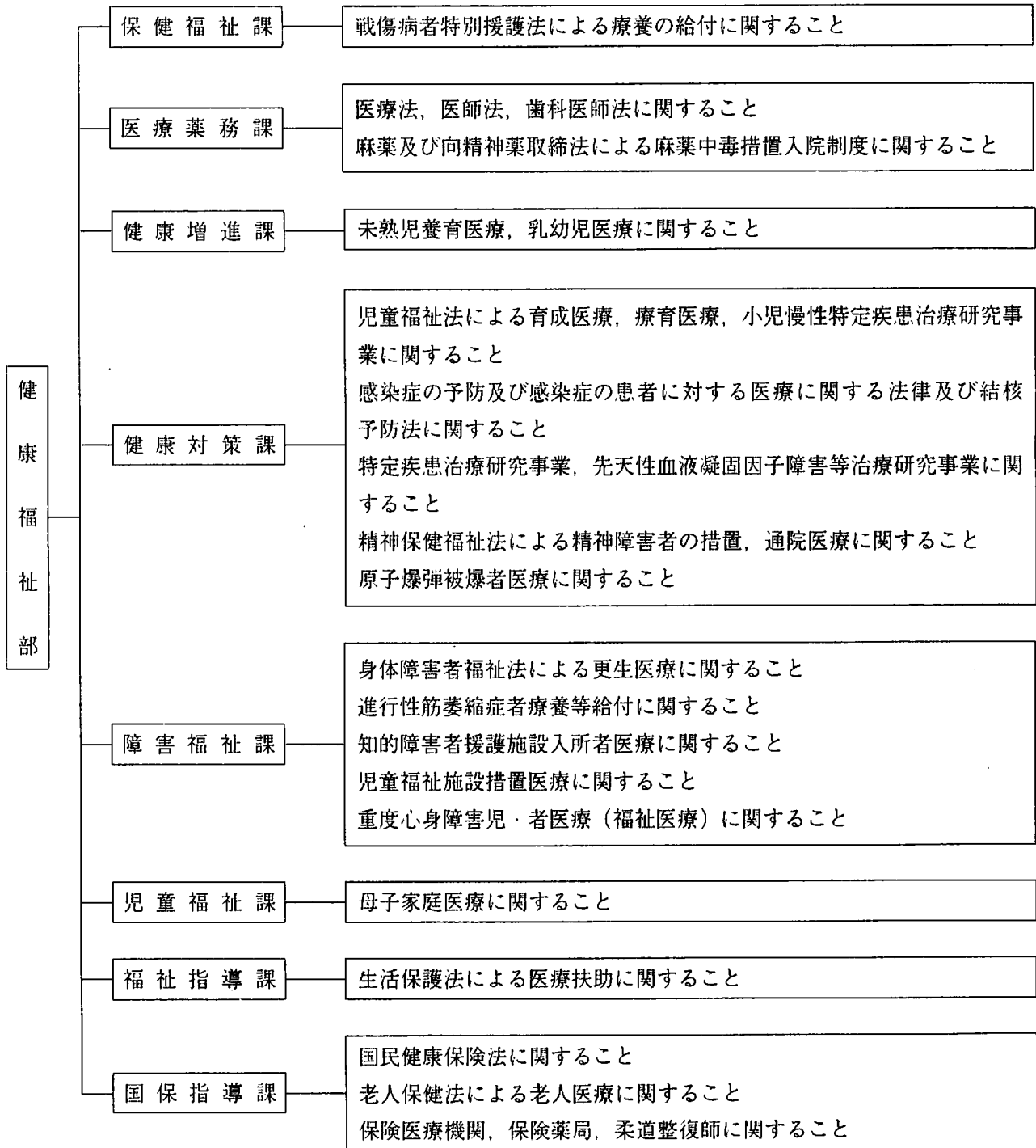


# 医療費公費負担制度一覧表

平成 17 年 7 月

高 知 県 医 師 会

## 健康福祉部各課における医療関係業務



## 健康福祉部各課連絡先一覧

課名	担当	電話番号	業務
保健福祉課	援護調査担当	088-823-9662	戦傷病者特別援護法による療養の給付に関する こと
医療薬務課	医事指導担当	088-823-9623	医療法, 医師法, 歯科医師法に関する こと
	薬事指導担当	088-823-9683	麻薬及び向精神薬取締法による麻薬中毒措置入 院制度に関する こと
健康増進課	母子保健担当	088-823-9676	未熟児養育医療, 乳幼児医療に関する こと
健康対策課	感染症担当	088-823-9677	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律及び結核予防法に関する こと
	障害保健担当	088-823-9678	児童福祉法による育成医療・療育医療・小児慢 性特定疾患治療研究事業に関する こと, 特定疾患治療研究事業, 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する こと, 原子爆弾被爆者医療に関する こと
	精神保健福祉担当	088-823-9669	精神保健福祉法による精神障害者の措置・通院 医療に関する こと
障害福祉課	知的障害担当	088-823-9635	知的障害者援護施設入所者医療に関する こと, 児童福祉施設措置医療に関する こと
	身体障害担当	088-823-9634	重度心身障害児・者医療(福祉医療)に関する こと, 身体障害者福祉法による更生医療に関する こと, 進行性筋萎縮症者療養等給付に関する こと
児童福祉課	母子福祉担当	088-823-9654	母子家庭医療に関する こと
福祉指導課	生活保護担当	088-823-9624	生活保護法による医療扶助に関する こと
国保指導課	国保指導担当	088-823-9646	国民健康保険法に関する こと
	老人医療担当	088-823-9629	老人保健法による老人医療に関する こと
	保険医療担当	088-823-9645	保険医療機関, 保険薬局, 柔道整復師に関する こと

# 各福祉保健所、各福祉事務所、各社会保険事務所一覧表

(平成17年5月31日現在)

名 称	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
東 部福祉保健所 〈東部保健所〉	0887 34-3175	安芸市矢ノ丸 1-4-36	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中 央 東福祉保健所 〈中央東保健所〉	0887 53-3171	香美郡土佐山田町 山田 1128-1	南国市、赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中 央 西福祉保健所 〈中央西保健所〉	0889 22-1240	高岡郡佐川町甲 1243-4	土佐市、いの町、池川町、春野町、吾川村、佐川町、越知町、仁淀村、日高村
・中央西福祉保健所 分室（食品保健）	088 821-4970	高知市丸ノ内 2-4-1	
・中央西福祉保健所 分室（生活保護）	088 893-1151	吾川郡いの町 1381	
高 幡福祉保健所 〈高幡保健所〉	0889 42-1875	須崎市東古市町 6-26	須崎市、中土佐町、窪川町、梶原町、大野見村、津野町、大正町、十和村
幡 多福祉保健所 〈幡多保健所〉	0880 35-5979	四万十市 中村山手通19	四万十市、宿毛市、土佐清水市、佐賀町、大方町、大月町、三原村

備考 管轄区域の欄中、市の区域については、社会福祉法第14条第5項に規定する事務以外の事務で規則で定めるものを所掌する

高 知 市 保 健 所	088 822-1121	高知市丸ノ内 2-4-1	高 知 市
-------------	-----------------	-----------------	-------

高 知 市 福 祉 事 務 所	088 822-8111	高知市本町 5丁目1-45	高 知 市
室 戸 市 〃	0887 22-1111	室戸市浮津 25-1	室 戸 市
安 芸 市 〃	0887 34-1111	安芸市矢ノ丸 1-4-40	安 芸 市
南 国 市 〃	088 863-2111	南国市大埔甲 2301	南 国 市
土 佐 市 〃	088 852-1111	土佐市高岡町甲 2017-1	土 佐 市
須 崎 市 〃	0889 42-2311	須崎市山手町 1-7	須 崎 市
四 万 十 市 〃	0880 34-1111	四万十市 中村大橋通 4-10	四 万 十 市
宿 毛 市 〃	0880 63-1111	宿毛市桜町 2-1	宿 毛 市
土 佐 清 水 市 〃	08808 2-1111	土佐清水市天神町 11-2	土 佐 清 水 市

高知東社会保険事務所	088 831-4430	高知市棧橋通 4丁目13-3	別 紙
高知西社会保険事務所	088 875-1717	高知市旭町 3丁目70-1	別 紙
南国社会保険事務所	088 864-1111	南国市大埔甲 1214-6	室戸市、安芸市、南国市、安芸郡、香美郡、長岡郡
高知社会保険 事務局幡多事務所	0880 34-1616	四万十市 中村東町 2-4-10	四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡

# 高知東社会保険事務所所管区域一覧

## 1. 健康保険・厚生年金保険に関する事務 (高知市)

50音順	町名	50音順	町名
あ行	相生町, 青柳町, 薊野, 薊野中町, 薊野東町, 薊野西町1丁目, 薊野西町2丁目, 薊野西町3丁目, 薊野南町, 薊野北町1丁目, 薊野北町2丁目, 薊野北町3丁目, 薊野北町4丁目, 愛宕山, 愛宕山南町, 池, 和泉町, 一宮, 稻荷町, 潮新町1丁目, 潮新町2丁目, 梅ノ辻, 浦戸, 駅前町, 海老ノ丸, 追手筋1丁目, 大川筋1丁目, 大津甲, 大津乙, 小倉町, 帯屋町1丁目	は行	萩町1丁目, 萩町2丁目, 秦南町1丁目, 秦南町2丁目, 孕西町, 孕東町, はりまや町1丁目, はりまや町2丁目, はりまや町3丁目, 東秦泉寺, 比島町1丁目, 比島町2丁目, 比島町3丁目, 比島町4丁目, 日の出町, 百石町1丁目, 百石町2丁目, 百石町3丁目, 百石町4丁目, 深谷町, 札場, 二葉町, 宝永町, 本町1丁目, 本町2丁目
か行	葛島1丁目, 葛島2丁目, 葛島3丁目, 葛島4丁目, 北金田, 北川添, 北久保, 北御座, 北新田町, 北高見町, 北竹島町, 北中山, 北本町1丁目, 北本町2丁目, 北本町3丁目, 北本町4丁目, 吸江, 九反田, 久礼野, 介良, 介良甲, 介良乙, 介良丙, 弘化台, 江陽町, 五台山	ま行	前里, 丸池町, 南金田, 南川添, 南久保, 南御座, 南新田町, 南竹島町, 南中山, 南ノ丸町, 南はりまや町1丁目, 南はりまや町2丁目, 南宝永町, 御豊瀬
さ行	菜園場町, 堺町, 栄田町, 桜井町1丁目, 桜井町2丁目, 棧橋通1丁目, 棧橋通2丁目, 棧橋通3丁目, 棧橋通4丁目, 棧橋通5丁目, 棧橋通6丁目, 塩田町, 塩屋崎町1丁目, 塩屋崎町2丁目, 潮見台1丁目, 潮見台2丁目, 潮見台3丁目, 重倉, 東雲町, 昭和町, 城見町, 新田町, 新本町1丁目, 新本町2丁目, 杉井流, 瀬戸, 瀬戸1丁目, 瀬戸2丁目, 瀬戸西町1丁目, 瀬戸西町2丁目, 瀬戸西町3丁目, 瀬戸東町1丁目, 瀬戸東町2丁目, 瀬戸東町3丁目, 瀬戸南町1丁目, 瀬戸南町2丁目	や～わ行	屋頭, 役知町, 弥生町, 横浜, 横浜新町1丁目, 横浜新町2丁目, 横浜新町3丁目, 横浜新町4丁目, 横浜新町5丁目, 横浜西町, 横浜東町, 横浜南町, 与力町, 六泉寺町, 若松町
た行	高須, 高須1丁目, 高須2丁目, 高須3丁目, 高須本町, 高須新木, 高須東町, 高須西町, 高須絶海, 高須大谷, 高須大島, 高須砂地, 高須新町1丁目, 高須新町2丁目, 高須新町3丁目, 高須新町4丁目, 高埴, 高見町, 竹島町, 種崎, 知寄町1丁目, 知寄町2丁目, 知寄町3丁目, 天神町, 土居町, 唐人町, 十津1丁目, 2丁目, 3丁目, 4丁目, 5丁目, 6丁目	※旧土佐山村, 旧鏡村を含む。	
な行	仲田町, 中の島, 長浜, 長浜蒔絵台1丁目, 長浜蒔絵台2丁目, 長浜宮田, 中宝永町, 仁井田, 廿代町, 布師田, 農人町	(土佐郡)	
		町	村名
		全 域	(土佐町, 大川村)

2. 船員保険に関する事務  
高知県下全域を高知東社会保険事務所が所管区域として管掌する。

3. 国民年金に関する事務  
高知市(全域), 土佐郡を所管区域として管掌する。

# 高知西社会保険事務所所管区域一覧

## 1. 健康保険・厚生年金保険に関する事務

(高知市)

(土佐市)

50音順	町名
あ行	赤石町, 曙町1丁目, 曙町2丁目, 朝倉甲, 朝倉乙, 朝倉丙, 朝倉丁, 朝倉戊, 朝倉己, 朝倉西町1丁目, 朝倉西町2丁目, 朝倉東町, 朝倉本町1丁目, 朝倉本町2丁目, 朝倉南町, 朝倉横町, 旭駅前町, 旭上町, 旭天神町, 旭町1丁目, 旭町2丁目, 旭町3丁目, 愛宕町1丁目, 愛宕町2丁目, 愛宕町3丁目, 愛宕町4丁目, 井口町, 石立町, 伊勢崎町, 入明町, 岩ヶ淵, 鶴来巢, 宇津野, 永国寺町, 越前町1丁目, 越前町2丁目, 円行寺, 追手筋2丁目, 大川筋2丁目, 大谷, 大谷公園町, 大原町, 小津町, 帯屋町2丁目
か行	鏡川町, 加賀野井1丁目, 加賀野井2丁目, 上本宮町, 上町1丁目, 上町2丁目, 上町3丁目, 上町4丁目, 上町5丁目, 鴨部, 鴨部上町, 鴨部1丁目, 鴨部2丁目, 鴨部3丁目, 鴨部高町, 唐岩, 北秦泉寺, 北端町, 北八反町, 口細山, 小石木町, 幸崎, 神田, 河ノ瀬町, 寿町
さ行	幸町, 相模町, 桜馬場, 佐々木町, 三ノ丸, 柴巻, 下島町, 城北町, 城山町, 上里, 新屋敷1丁目, 新屋敷2丁目, 水源町, 水通町, 宗安寺
た行	大膳町, 鷹匠町1丁目, 鷹匠町2丁目, 宝町, 玉水町, 塚ノ原, 通町, 鳥越
な行	長尾山町, 中久万, 中秦泉寺, 中水道, 中須賀町, 中万々, 七ツ淵, 行川, 縄手町, 西久万, 西秦泉寺, 西塚ノ原, 西町
は行	八反町1丁目, 八反町2丁目, 針木北1丁目, 針木北2丁目, 針木西, 針木東町, 針木本町, 針木南, 針原, 東石立町, 東久万, 東城山町, 尾立, 筆山町, 一ツ橋町1丁目, 一ツ橋町2丁目, 福井扇町, 福井東町, 福井町, 平和町, 洞ヶ島町, 本宮町, 本丁筋, 本町3丁目, 本町4丁目, 本町5丁目
ま行	槇山町, 升形, 万々, 丸ノ内1丁目, 丸ノ内2丁目, 三園町, 三谷, みづき1丁目, みづき2丁目, みづき3丁目, みづき山, 南久万, 南河ノ瀬町, 南万々, 南元町, 宮前町, 元町
や～わ行	山手町, 山ノ端町, 横内, 吉田町, 領家, 蓮台, 若草町, 若草南町

町名	名
全	域
(須崎市)	
町	名
全	域
(吾川郡)	
町	村名
全	域 (いの町, 池川町, 春野町, 吾川村)
(高岡郡)	
町	村名
全	域 (中土佐町, 佐川町, 越知町, 窪川町, 梶原町, 大野見村, 津野町, 仁淀村, 日高村)

## 2. 国民年金に関する事務

土佐市  
 須崎市 を所管区域として  
 吾川郡 管掌する。  
 高岡郡

# 公費負担者番号法別一覽表

(平成17年5月31日現在)

法別区分		法別 番号	県 番号	実施機関 番 号	検証 番号
結核予防法適正医療	東 部 福祉保健所	10	39	002	9
	高 幡 〃	10	39	003	7
	幡 多 〃	10	39	004	5
	中央東 〃	10	39	005	2
	中央西 〃	10	39	007	8
	高知市保健所	10	39	101	9
結核予防法命令入所	東 部 福祉保健所	11	39	002	8
	高 幡 〃	11	39	003	6
	幡 多 〃	11	39	004	4
	中央東 〃	11	39	005	1
	中央西 〃	11	39	007	7
	高知市保健所	11	39	101	8
生活保護法の医療扶助	東 部福祉保健所	12	39	001	9
	中央東 〃	12	39	002	7
	中央西 〃	12	39	004	3
	高 幡 〃	12	39	005	0
	幡 多 〃	12	39	006	8
	高知市福祉事務所	12	39	401	1
	室戸市 〃	12	39	131	4
	安芸市 〃	12	39	161	1
	南国市 〃	12	39	201	5
	土佐市 〃	12	39	211	4
	須崎市 〃	12	39	221	3
	四万十市 〃	12	39	231	2
	宿毛市 〃	12	39	241	1
	土佐清水市 〃	12	39	251	0

法別区分		法別 番号	県 番号	実施機関 番 号	検証 番号	
戦傷病者特別援護法	療養給付	13	39	601	5	
	更生医療	14	39	601	4	
児童福祉法	育成医療	16	39	601	2	
	療育医療	17	39	601	1	
原爆援護	認定医療	18	39	601	0	
	一般医療	19	39	601	9	
精神保健福祉法	措置入院	20	39	601	6	
	通院医療	21	39	601	5	
麻薬取締法（入院措置）		22	39	601	4	
母子保健法（養育医療）		23	39	601	3	
感 染 症 法	一類・二類感染症	東 部福祉保健所	28	39	002	9
		高 幡 〃	28	39	003	7
		幡 多 〃	28	39	004	5
		中央東 〃	28	39	005	2
		中央西 〃	28	39	007	8
	新 感 染 症	東 部福祉保健所	29	39	002	8
		高 幡 〃	29	39	003	6
		幡 多 〃	29	39	004	4
		中央東 〃	29	39	005	1
		中央西 〃	29	39	007	7
高知市保健所		29	39	101	8	
特定疾患治療研究事業	(自己負担なし)	51	39	601	8	
	(自己負担あり)	51	39	602	6	
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		51	39	701	6	
小児慢性特定疾患治療研究事業		52	39	601	7	

## 公費負担者番号法別一覧表

(平成17年5月31日現在)

法別区分	法別番号	県番号	実施機関番号	検証番号	
児童福祉法及び知的障害者福祉法の措置等に係る医療	高知県	53	39	601	6
	高知市	53	39	602	4
	室戸市	53	39	603	2
	安芸市	53	39	604	0
	南国市	53	39	605	7
	土佐市	53	39	606	5
	須崎市	53	39	607	3
	土佐清水市	53	39	609	9
	宿毛市	53	39	610	7
	四万十市	53	39	010	7
	東洋町	53	39	651	1
	奈半利町	53	39	652	9
	田野町	53	39	653	7
	安田町	53	39	654	5
	北川村	53	39	655	2
	馬路村	53	39	656	0
	芸西村	53	39	657	8
	土佐山田町	53	39	658	6
	香北町	53	39	659	4
	香我美町	53	39	660	2
	夜須町	53	39	661	0
	赤岡町	53	39	662	8
	野市町	53	39	663	6
	吉川村	53	39	664	4
	物部村	53	39	665	1
	大川村	53	39	667	7
	土佐町	53	39	668	5
	本山町	53	39	671	9
	大豊町	53	39	672	7
	池川町	53	39	674	3
	春野町	53	39	675	0
	吾川村	53	39	677	6
	佐川町	53	39	678	4
	越知町	53	39	679	2
	中土佐町	53	39	680	0
	窪川町	53	39	681	8
	日高村	53	39	682	6
	仁淀村	53	39	684	2
	大野見村	53	39	685	9
	梶原町	53	39	687	5
	佐賀町	53	39	688	3
大方町	53	39	689	1	
大正町	53	39	690	9	
大月町	53	39	691	7	
十和村	53	39	692	5	
三原村	53	39	694	1	
いの町	53	39	100	9	
津野町	53	39	101	7	

## 更生医療公費負担者番号一覧表

(平成17年5月31日現在)

縣市町村名	公費負担者番号
高知県	15-39-0008
高知市	15-39-0016
室戸市	15-39-0024
安芸市	15-39-0032
南国市	15-39-0040
土佐市	15-39-0057
須崎市	15-39-0065
土佐清水市	15-39-0081
宿毛市	15-39-0099
四万十市	15-39-0107
東洋町	15-39-0206
奈半利町	15-39-0214
田野町	15-39-0222
安田町	15-39-0230
北川村	15-39-0248
馬路村	15-39-0255
芸西村	15-39-0263
土佐山田町	15-39-0305
香北町	15-39-0313
香我美町	15-39-0321
夜須町	15-39-0339
赤岡町	15-39-0347
野市町	15-39-0354
吉川村	15-39-0362
物部村	15-39-0370
大川村	15-39-0412
土佐町	15-39-0420
本山町	15-39-0503
大豊町	15-39-0511
池川町	15-39-0610
春野町	15-39-0628
吾川村	15-39-0644
佐川町	15-39-0701
越知町	15-39-0719
中土佐町	15-39-0727
窪川町	15-39-0735
日高村	15-39-0743
仁淀村	15-39-0768
大野見村	15-39-0776
梶原町	15-39-0792
佐賀町	15-39-0800
大方町	15-39-0818
大正町	15-39-0826
大月町	15-39-0834
十和村	15-39-0842
三原村	15-39-0867
いの町	15-39-1006
津野町	15-39-1014



(県単) 母子家庭医療費公費負担者番号表

(平成17年5月31日現在)

市町村名	公費負担者番号			
高知市	43	39	001	2
室戸市	43	39	002	0
安芸市	43	39	003	8
南国市	43	39	004	6
土佐市	43	39	005	3
須崎市	43	39	006	1
土佐清水市	43	39	008	7
宿毛市	43	39	009	5
四万十市	43	39	010	3
東洋町	43	39	020	2
奈半利町	43	39	021	0
田野町	43	39	022	8
安田町	43	39	023	6
北川村	43	39	024	4
馬路村	43	39	025	1
芸西村	43	39	026	9
土佐山田町	43	39	030	1
香北町	43	39	031	9
香我美町	43	39	032	7
夜須町	43	39	033	5
赤岡町	43	39	034	3
野市町	43	39	035	0
吉川村	43	39	036	8
物部村	43	39	037	6
大川村	43	39	041	8
土佐町	43	39	042	6
本山町	43	39	050	9
大豊町	43	39	051	7
池川町	43	39	061	6
春野町	43	39	062	4
吾川村	43	39	064	0
佐川町	43	39	070	7
越知町	43	39	071	5
中土佐町	43	39	072	3
窪川町	43	39	073	1
日高村	43	39	074	9
仁淀村	43	39	076	4
大野見村	43	39	077	2
梶原町	43	39	079	8
佐賀町	43	39	080	6
大方町	43	39	081	4
大正町	43	39	082	2
大月町	43	39	083	0
十和村	43	39	084	8
三原村	43	39	086	3
いの町	43	39	100	2
津野町	43	39	101	0

(県単) 乳幼児医療費公費負担者番号表

(平成17年5月31日現在)

市町村名	公費負担者番号			
高知市	45	39	001	0
室戸市	45	39	002	8
安芸市	45	39	003	6
南国市	45	39	004	4
土佐市	45	39	005	1
須崎市	45	39	006	9
土佐清水市	45	39	008	5
宿毛市	45	39	009	3
四万十市	45	39	010	1
東洋町	45	39	020	0
奈半利町	45	39	021	8
田野町	45	39	022	6
安田町	45	39	023	4
北川村	45	39	024	2
馬路村	45	39	025	9
芸西村	45	39	026	7
土佐山田町	45	39	030	9
香北町	45	39	031	7
香我美町	45	39	032	5
夜須町	45	39	033	3
赤岡町	45	39	034	1
野市町	45	39	035	8
吉川村	45	39	036	6
物部村	45	39	037	4
大川村	45	39	041	6
土佐町	45	39	042	4
本山町	45	39	050	7
大豊町	45	39	051	5
池川町	45	39	061	4
春野町	45	39	062	2
吾川村	45	39	064	8
佐川町	45	39	070	5
越知町	45	39	071	3
中土佐町	45	39	072	1
窪川町	45	39	073	9
日高村	45	39	074	7
仁淀村	45	39	076	2
大野見村	45	39	077	0
梶原町	45	39	079	6
佐賀町	45	39	080	4
大方町	45	39	081	2
大正町	45	39	082	0
大月町	45	39	083	8
十和村	45	39	084	6
三原村	45	39	086	1
いの町	45	39	100	0
津野町	45	39	101	8

## (県単) 重度心身障害児・者医療費公費負担者番号表

(一般：65歳未満)

(平成17年5月31日現在)

市町村名	公費負担者番号			
高知市	46	39	001	9
室戸市	46	39	002	7
安芸市	46	39	003	5
南国市	46	39	004	3
土佐市	46	39	005	0
須崎市	46	39	006	8
土佐清水市	46	39	008	4
宿毛市	46	39	009	2
四万十市	46	39	010	0
東洋町	46	39	020	9
奈半利町	46	39	021	7
田野町	46	39	022	5
安田町	46	39	023	3
北川村	46	39	024	1
馬路村	46	39	025	8
芸西村	46	39	026	6
土佐山田町	46	39	030	8
香北町	46	39	031	6
香我美町	46	39	032	4
夜須町	46	39	033	2
赤岡町	46	39	034	0
野市町	46	39	035	7
吉川村	46	39	036	5
物部村	46	39	037	3
大川村	46	39	041	5
土佐町	46	39	042	3
本山町	46	39	050	6
大豊町	46	39	051	4
池川町	46	39	061	3
春野町	46	39	062	1
吾川村	46	39	064	7
佐川町	46	39	070	4
越知町	46	39	071	2
中土佐町	46	39	072	0
窪川町	46	39	073	8
日高村	46	39	074	6
仁淀村	46	39	076	1
大野見村	46	39	077	9
梶原町	46	39	079	5
佐賀町	46	39	080	3
大方町	46	39	081	1
大正町	46	39	082	9
大月町	46	39	083	7
十和村	46	39	084	5
三原村	46	39	086	0
いの町	46	39	100	9
津野町	46	39	101	7

(高齢：65歳以上)

(平成17年5月31日現在)

市町村名	公費負担者番号			
高知市	47	39	001	8
室戸市	47	39	002	6
安芸市	47	39	003	4
南国市	47	39	004	2
土佐市	47	39	005	9
須崎市	47	39	006	7
土佐清水市	47	39	008	3
宿毛市	47	39	009	1
四万十市	47	39	010	9
東洋町	47	39	020	8
奈半利町	47	39	021	6
田野町	47	39	022	4
安田町	47	39	023	2
北川村	47	39	024	0
馬路村	47	39	025	7
芸西村	47	39	026	5
土佐山田町	47	39	030	7
香北町	47	39	031	5
香我美町	47	39	032	3
夜須町	47	39	033	1
赤岡町	47	39	034	9
野市町	47	39	035	6
吉川村	47	39	036	4
物部村	47	39	037	2
大川村	47	39	041	4
土佐町	47	39	042	2
本山町	47	39	050	5
大豊町	47	39	051	3
池川町	47	39	061	2
春野町	47	39	062	0
吾川村	47	39	064	6
佐川町	47	39	070	3
越知町	47	39	071	1
中土佐町	47	39	072	9
窪川町	47	39	073	7
日高村	47	39	074	5
仁淀村	47	39	076	0
大野見村	47	39	077	8
梶原町	47	39	079	4
佐賀町	47	39	080	2
大方町	47	39	081	0
大正町	47	39	082	8
大月町	47	39	083	6
十和村	47	39	084	4
三原村	47	39	086	9
いの町	47	39	100	8
津野町	47	39	101	6

区分	医療給付の種別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
生活保護	医療扶助	全疾病（全額公費による医療給付を除く。）	生活保護法	国	制限なし	保護は、生活に困窮のため、最低限度の生活を維持することのできない者に対して法第4条に規定する保護の補足性を要件に行われる。
高齢者	老人医療	全疾病	老人保健法	市町村	75才以上の者及び65才～74才のねたきり老人等で医療保険加入者（昭和7年9月30日以前に生まれた者は対象）	所得制限なし

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用優先関係	担当課
支給額	患者負担額					
全額公費又は他法による医療給付の額を控除した額	要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合、当該世帯の収入充当額から最低生活費を差引いた額	原則として現物給付	要保護者 扶養義務者 同居の親族 ・保護申請書	市福祉事務所 町村→福祉保健所	国 7.5/10 県(市) 2.5/10	国民健康保険を除き医療保険優先 福祉指導課
老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に基づく額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来医療費の1割又は2割(一定以上所得者)</li> <li>ただし、「寝たきり老人在宅総合診療料」又は「在宅末期医療総合診療料」が算定されている場合は、次の限度額まで負担する。</li> <li>・一定以上所得者の場合 40,200円/月</li> <li>・一般の場合 12,000円/月</li> <li>・低所得Ⅱ又はⅠの認定を受けている場合 8,000円/月</li> <li>・入院医療費の1割又は2割(一定以上所得者)</li> <li>ただし、同一医療機関における負担限度額は次のとおり</li> <li>・一定以上所得者の場合 72,300円+(医療費-361,500円)×1%/月 (直近12カ月に3月以上高額医療費を受けた場合、4月目以降は40,200円)</li> <li>・一般の場合 40,200円/月</li> <li>・低所得Ⅱの認定を受けている場合 24,600円/月</li> <li>・低所得Ⅰの認定を受けている場合 15,000円/月</li> <li>・入院時食事療養費</li> <li>・一定以上所得者及び一般の場合 780円/日</li> <li>・低所得Ⅱの認定を受けている場合 650円/日 (過去1年の入院期間が90日を超える場合 500円/日)</li> <li>・低所得Ⅰの認定を受けている場合 300円/日</li> </ul>	原則として現物給付	本人→市町村 ・受給資格取得届出書 ・被保険者証 ・印鑑 ・その他市町村長が定めるもの	保険者 348/600 国 168/600 県 42/600 市町村 42/600  ※平成17年10月診療分から 保険者 324/600 国 184/600 県 46/600 市町村 46/600	国保指導課	

区分	医療給付の種類別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
障	身体障害者更生医療 ・今後一部改正予定あり	身体障害者に対し、身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療 肢体不自由 視聴言語障害 心臓機能障害 じん臓機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害	身体障害者福祉法第19条	市町村	18才以上	所得制限なし
	進行性筋萎縮症者療養	身体障害者手帳の交付を受けている進行性筋萎縮症者であって、長期間その治療を要するもの	事業実施要綱	市町村	18才以上	所得制限なし
害	知的障害者援護施設入所者医療	全疾病	事業実施要綱	市町村	知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設及び授産施設への入所者	所得制限なし
児	児童福祉施設入所児医療	全疾病	児童福祉法第50条	県	児童福祉法第27条の措置による児童入所施設への入所児	所得制限なし
者	重度心身障害児・者医療 (福祉医療)	全疾病(他制度に該当するものを除く。)	(県)補助金交付要綱  (市町村)条例・規則	市町村	1才以上18才未満 1. 重度身体障害児(1・2級) 2. 重度知的障害児(IQ35以下) 3. 重複障害児(身障3・4級かつ中度知的障害)	所得制限なし  ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外(市町村民税非課税世帯の者は除く)
					18才以上 1. 重度身体障害者(1・2級) 2. 重度知的障害者(IQ35以下)	

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用優先関係	担当課
支給額	患者負担額					
保険等の一部負担金の額	所得状況で一部徴収	原則として現物給付	申請書→市町村 ・更生医療給付申請書 ・意見書 ・概算内訳書	市分 国 1/2 市 1/2 町村分 国 2/4 県 1/4 町村 1/4	医療保険優先との関係については、基本的に更生医療が優先。但し、医療扶助併給ケースの人工透析は生活保護が優先)	障害福祉課
〃	〃	〃	申請書→市町村 ・療養等給付申請書 ・療養等給付要否意見書	市分 国 1/2 市 1/2 町村分 国 2/4 県 1/4 町村 1/4	医療保険優先(医療扶助に優先)	
〃	なし	〃	施設管理者において診療手続きが行われる。	市分 国 1/2 市 1/2 町村分 国 2/4 県 1/4 町村 1/4	〃	
〃	なし	〃	施設管理者において診療手続きが行われる。	国 1/2 県 1/2	〃	
〃	入院時食事療養費は全額自己負担	〃	保護者(本人)→市町村	県 1/2 市町村 1/2	医療保険優先(生保受給中の者については、適用除外)	

区分	医療給付の種別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
障害児者	身体障害児育成医療 ・今後一部改正予定あり	身体障害で、比較的短期治療又は治療効果のある疾病で肢体不自由、視聴平衡言語障害、心臓疾患、先天内臓疾患、慢性透析療法（腎不全）、免疫疾患（HIVによるもの）など	児童福祉法第20条	県中核市	18才未満	0才 制限なし 1～18才未満D <sub>18</sub> (3,960,000円以下)
精神障害者	精神障害者通院医療 ・今後一部改正予定あり	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条	県	通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもので、精神障害者通院医療費公費負担申請により知事承認を受けた者	
	精神障害者措置医療	精神障害及び入院医療機関内で治療される合併症	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条	県	精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められ、知事によって入院措置となった者	
					制限なし	所得制限なし
					制限なし	所得制限なし
母子家庭等	母子家庭医療 ※平成17年10月1日から一部改正予定	全疾病	(県) 補助金交付要綱	市町村	母子家庭の母と児童 準母子家庭 祖母と孫 姉と弟妹 父母のない児童 児童は、18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	所得税課税世帯は除く
乳幼児	乳幼児医療 ※平成17年10月1日から一部改正予定	他の制度に該当しない全疾病	(県) 補助金交付要綱 (市町村) 条例・規則	市町村	(通院) 0才児 (入院) 義務教育未就学児※	所得制限なし※
	未熟児養育医療	(入院) 体重2,000g以下 生活力が特に弱い	母子保健法第20条 局長通知	県	0才児	所得制限なし

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用優先関係	担当課
支給額	患者負担額					
保険の一部負担金の額	一部徴収金制度あり	現物給付	保護者→保健所→知事 ・申請書 ・医療意見書 ・世帯調書 ・所得税額等証明書	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (医療扶助に優先)	健康対策課
健康保険の診療報酬の例による算定額から患者負担額と医療保険適用額を引いた額	医療費の5%	現物給付	本人又は保護者→市町村→審査会 ・精神障害者通院医療費公費負担申請書 ・診断書もしくは、精神障害者保健福祉手帳	国 1/2 県 1/2	医療保険優先	
健康保険の診療報酬の例による算定額	負担なし ただし、精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収額の認定基準に該当するものは徴収する。 例 所得税 1,500,000円以下 0円 1,500,000円超 20,000円	現物給付	1. 申請 一般人→保健所長→知事 (法23条) 2. 通報 警察官→保健所長→知事 (法24条) 検察官→知事 (法25条) 保護観察所長→知事 (法25条の2) 矯正施設の長→知事 (法26条) 3. 届出 精神病院の管理者→保健所長→知事 (法26条の2)	国 3/4 県 1/4	医療保険優先	
保険の一部負担金の額及び入院時食事療養費※	なし	原則として現物給付	本人→市町村 ・母子家庭医療費受給者証交付申請書 ・印鑑 ・被保険者証	県 1/2 市町村 1/2	医療保険優先 (生保受給中及び他法による助成を受けている者については適用除外)	児童福祉課
保険の一部負担金の額※	なし (入院時食事療養費について、市町村民税の課税世帯は標準負担額の半額を自己負担)※	原則として現物給付	保護者→市町村長 ・乳幼児医療費受給認定申請書	県 1/2 市町村 1/2	医療保険優先 (生保適用中の者については適用除外)	健康増進課
保険の一部負担金の額	なし	現物給付	保護者→保健所→知事 ・申請書 ・意見書 ・世帯調書 ・所得税額等証明書	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (医療扶助に優先)	



区分	医療給付の種別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
児童	結核児童療育医療	(入院) 結核	児童福祉法第21条の9次官通知 県要領	県中核市	18才未満	D <sub>18</sub> (3,960,000円以下)
児童	学校保健法による医療の給付	学校保健法施行令第7条に定める疾病 1. トラコーマ及び結膜炎 2. 白せん、かいせん及びのうか疹 3. 中耳炎 4. 慢性副鼻腔炎及びアデノイド 5. う歯 6. 寄生虫病(虫卵含有を含む)	学校保健法第17条	県市町村	義務教育諸学校の児童・生徒	要保護又は準要保護児童・生徒として認定された者
児童	児童生徒の心臓二次検診事業	学校健康診断によって指示された心臓二次検診	県要綱	県	県立学校(盲・ろう・養護学校、中学、高校)の1年生	県立盲・ろう・養護学校、県立中学校の1年生については所得制限なし。県立高校の1年生については、授業料免除者として認定された者
生徒の援助	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療給付	学校の管理下における児童・生徒等の負傷、疾病	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第1条	独立行政法人日本スポーツ振興センター 広島支所	共済加入学校等の生徒等 [小学、中学、高校、高専、幼稚園、保育所]	

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用優先関係	担当課
支給額	患者負担額					
同上 外に日用品(月) 18,550円 学用品(月) 小学 2,190円 中学 2,810円	一部徴収金制度あり	現物給付	保護者→保健所→知事 ・申請書 ・医療意見書 ・世帯調書 ・所得税額等証明書	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (医療扶助に優先)	健康対策課
保険の一部負担金の額	なし	現物給付 又は金銭給付	学校→教育委員会	要保護者 国 1/2 県又は市町村 1/2 準要保護者 県又は市町村 10/10	医療保険優先 (医療扶助に優先)	教育委員会 児童生徒支援課
12誘導心電図と初診料の一部負担金相当分の金額 病院受診の場合 1,200円 診療所受診の場合 1,260円	左記以外の患者負担額	金銭給付 (あと払い)	保護者 → 学校長	県	生保受給中及び他法による助成を受けている者については適用除外	
健康保険なみの療養に要する費用の額が5,000円以上の場合4/10を給付 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 入院時の食事療養に係る標準負担額を給付 〔医療費の支給期間10年間〕	なし	金銭給付 (あと払い)	学校等→設置者→独立行政法人日本スポーツ振興センター広島支所	共済掛金 ・学校設置者及び保護者の負担 ・要保護、準要保護児童生徒等については学校設置者が負担し、それに国庫補助	医療保険との重複調整なし 生保受給中の者については適用除外(義務教育・保育所) (医療費の支給につき)	

区分	医療給付の種別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
戦傷病者	戦傷病者に対する療養の給付	旧軍人軍属等であった者で恩給法等に基づき公務上の傷病と認定された原傷病及びこれと因果関係のある疾病	戦傷病者特別援護法	国	制限なし	所得制限なし
原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する医療	認定疾病医療（第10条） 原子爆弾の傷害作用に起因する傷病で厚生大臣の認定を受けたもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国	認定被爆者	所得制限なし
		一般疾病医療（第18条）			被爆者	
特定疾患	小児慢性特定疾患治療研究事業	悪性新生物 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患 慢性心疾患 内分泌疾患 膠原病 糖尿病 先天性代謝異常 血友病等血液疾患・免疫疾患 神経・筋疾患 慢性消化器疾患	児童福祉法第21条の9 県要綱	県 中核市	20才未満 〔18才以上20才未満において対象となっており、継続して治療を要する者〕	所得制限なし
	特定疾患治療研究事業	ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ピュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）、アミロイドーシス、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）、ウェゲナー肉芽腫症、特発性拡張型（うっ血型）心筋症、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、表皮水疱症、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、原発性肺高血圧症、神経線維腫症、亜急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓塞栓症、ライソゾーム病・ファブリー病、副腎白質ジストロフィー	次官通達 県要綱	県	制限なし	所得制限なし

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用関係	担当課
支給額	患者負担額					
全額公費	なし	原則として現物給付	本人→知事	国 10/10	全額公費	保健福祉課
全額公費	なし	原則として現物給付	本人→知事 ・被爆者健康手帳交付申請書 ・被爆者である事実を認めることができる書類	国 10/10	全額公費	健康対策課
保険の一部負担金の額					医療保険優先 (医療扶助に優先)	
保険の一部負担金の額	医療機関ごとに各医療保険の患者負担分のうち(入院)医療費と食事療養費を含めて月額(0~11,500円)を限度 (通院)薬剤の一部負担金を含めて月額(0~5,750円)を限度 ただし、先天性血液凝固因子障害患者及び重症認定患者は一部自己負担なし	現物給付	保護者→福祉保健所→知事 ・申請書 ・医療意見書 ・住民票 ・同意書 ・世帯調書 ・生計中心者の所得状況を確認できる書類	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (医療扶助に優先) 血友病A、Bについては、高額療養費制度の特例が優先 20才以上で血友病A、Bで医療を受ける場合は、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業となる	
保険の一部負担金の額から患者負担額を引いた額	医療機関ごとに各医療保険又は老人保健の患者負担分のうち(入院)医療費と食事療養費を含めて月額(0~23,100円)を限度※ (通院)薬剤の一部負担金を含めて月額(0~11,500円)を限度※ ※一部自己負担の月額限度額は生計中心者の前年の所得税課税年額によりA~G階層に区分(生計中心者が患者本人の場合は、それぞれの月額限度額の1/2) ただし、対象疾患を主な要因として、身体の機能障害が継続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障(他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度)があると認められる重症患者、スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性肝炎の患者は自己負担なし	原則として現物給付	本人→福祉保健所→知事 ・申請書 ・臨床調査個人票 ・住民票 ・同意書 ・生計中心者の所得及び世帯の状況を確認できる書類	国 1/2 県 1/2 国 10/10 ただし、スモンは	医療保険優先 (生保適用中のものについては適用除外)	

区分	医療給付の種別	対象疾病	根拠法律等	実施主体	対象者	
					年齢	所得制限の状況
特定疾患等	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症 第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症 第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症 第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症 第Ⅷ因子欠乏症（血友病A） 第Ⅸ因子欠乏症（血友病B） 第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症 第Ⅺ因子（PTA）欠乏症 第Ⅻ因子（ヘイグマン因子）欠乏症 第Ⅻ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症 フォン・ヴィルブランド病 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染者	次官通達 県要綱	県	20才以上 （血液凝固因子製剤に起因するHIV感染者については、20歳未満のものについても対象とする。）	所得制限なし
感染症等	結核一般医療	結核予防法第28条（従業禁止）及び第29条（入所命令）に該当するものを除いた結核性疾患に対して行う医療	結核予防法第34条	県	制限なし	所得制限なし
	結核入所命令	（医学的所見の標準） 喀痰結核菌塗抹陽性の所見が得られた肺結核その他の呼吸器結核	結核予防法第35条	県	制限なし	所得制限なし
	感染症法による新感染症の入院医療費	新感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条	県	制限なし	所得制限なし
	感染症法による一類感染症及び二類感染症の入院に係る医療費	一類感染症(7) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱 二類感染症(6) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	同上	同上	同上	同上
	麻薬中毒措置入院	麻薬中毒	麻薬及び向精神薬取締法	県	制限なし	所得制限なし

公費負担状況		支給方法	申請の手続き	費用負担の区分	医療保険等との適用優先関係	担当課
支給額	患者負担額					
保険の一部負担金の額	なし	原則として現物給付	本人→知事 ・申請書 ・診断証明書 ・住民票又は住所が確認できる健康保険証等の写し	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (生保適用中のものについては適用除外) 血友病A, Bについては、高額療養費制度の特例が優先	健康対策課
健康保険の診療報酬の例による算定額から患者負担額と医療保険適用額を引いた額	医療費の5%	原則として現物給付	本人 → 保健所長 保護者 ・結核医療費公費負担申請書及び診断書 ・X線写真	国 1/2 県 1/2	医療保険優先 (医療扶助に優先)	
健康保険又は老人保健法の診療報酬の例による算定額から患者負担額と医療保険適用額を引いた額	自己負担額認定基準による (例) 所得税 1,500,000円以下 0円 1,500,000円超 月20,000円	原則として現物給付	1. 申請 本人 → 保健所長 保護者 2. 従業禁止(第28条) 3. 入所命令(第29条) ・結核医療費公費負担申請書及び診断書 ・所得税等証明書あるいは生保受給証明書 ・X線写真	国 3/4 県 1/4	医療保険優先 (医療扶助に優先)	
全額公費負担	なし	現物給付 (原則として)	本人→保健所長 (新感染症に係る公費負担については、別途政令で定められる)	国 3/4 県 1/4	全額公費	
健康保険又は老人保健法の診療報酬の例による算定額から患者負担額と医療保険適用額を引いた額	自己負担額認定基準による	同上	本人→保健所長	同上	医療保険優先 (医療扶助に優先)	
健康保険の診療報酬の例による算定額から医療保険適用額を引いた額	麻薬及び向精神薬取締法施行細則で規定する措置入院者の入院に要する費用の徴収額の認定基準による 所得税額の合算額 1,500,000円以下 0円 1,500,001円以上 月20,000円	現物給付	届出 医師→知事 通報 麻薬取締官 麻薬取締員 警察官 海上保安官 検察官 矯正施設の長 } → 知事	国 3/4 県 1/4	医療保険優先	医療業務課

---

平成17年度版

医療費公費負担制度一覧表

平成17年7月発行

発行 高知県医師会  
高知市鷹匠町2-1-36  
TEL (088) 824-8366

印刷 (有) 本山印刷所  
高知市大川筋2-6-11  
TEL (088) 872-0661

---

